

2022年9月26日

お客様 各位

備後信用組合

当座勘定規定の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会では、2022年11月より電子交換所による交換決済の開始を決定しました。（電子交換所による交換決済開始により、全国各地に設置されております手形交換所は全て廃止となり、原則すべての手形・小切手が電子交換所での取扱いとなります。）

これに伴い、当組合は2022年11月4日（金）より、下記の通り当座勘定規定を改定いたします。改定の内容は、印鑑・署名・用紙等の照合をイメージファイル（電磁的記録）で可能とする内容のほか、現在の運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化するものです。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客様にも、改定後の規定が適用されますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

記

1. 改定日 2022年11月4日（金）

2. 主な改定の内容

(1) 当座勘定規定

条 項	内 容
手形、小切手の支払	現在、運用されている取扱いを明確にするため規定に追加
手形、小切手用紙	電子交換所規則に則り、当座勘定から支払した手形、小切手の3か月経過後の取扱いを追加
印鑑(署名鑑)照合等	電子交換所からダウンロードする画像により印鑑(署名鑑)照合および用紙確認を行うことを追加
個人情報情報センターの登録	全国銀行個人情報情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴い個人情報情報センターへの登録条項を削除

(2) 手形用法・小切手用法

チェックライターを使用し金額欄に印字する時の「,」の印字を追加
金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧を追加
手形・小切手の読取箇所（金額欄、信用組合名、QRコード欄等）の取扱いを追加

詳細については以下の新旧対照表をご参照下さい。

3. 新旧対照表

(1) 当座勘定規定

新	旧
<p>第7条 (手形、小切手の支払)</p> <p>① (同右)</p> <p><u>② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u></p> <p>③ (同右)</p>	<p>第7条 (手形、小切手の支払)</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>
<p>第8条 (手形、小切手用紙)</p> <p>① (同右)</p> <p>② (同右)</p> <p>③ (同右)</p> <p><u>④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうち、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p>⑤ (同右)</p> <p><u>⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとしします。</u></p> <p><u>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合</u></p>	<p>第8条 (手形、小切手用紙)</p> <p>① 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>④ 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p data-bbox="288 219 738 253"><u>は、その限りではありません。</u></p> <p data-bbox="220 297 571 331">第 17 条 (印鑑照合等)</p> <p data-bbox="252 338 804 786">① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名<u>(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含まず)</u>を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p data-bbox="252 792 804 1160">② 手形、小切手として使用された用紙<u>(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含まず)</u>を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p data-bbox="252 1167 427 1200">③ (同右)</p> <p data-bbox="220 1373 475 1406">第 26 条 (解約)</p> <p data-bbox="240 1413 507 1447">(1) ~ (3) (略)</p> <p data-bbox="240 1453 804 1659">(4) <u>電子交換所</u>の取引処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p data-bbox="220 1704 804 1783">第 28 条 (<u>電子交換所規則</u>による取扱い)</p> <p data-bbox="252 1789 804 1906">① この取引については、前各条のほか、<u>電子交換所</u>の規則に従って処理するものとします。</p> <p data-bbox="252 1912 804 2110">② <u>電子交換所</u>で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第 7 条の第 1 項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払う</p>	<p data-bbox="1098 174 1134 208">旧</p> <p data-bbox="826 297 1177 331">第 17 条 (印鑑照合等)</p> <p data-bbox="858 338 1410 705">① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p data-bbox="858 792 1410 1077">② 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p data-bbox="858 1167 1410 1328">③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。</p> <p data-bbox="826 1373 1082 1406">第 26 条 (解約)</p> <p data-bbox="847 1413 1114 1447">(1) ~ (3) (略)</p> <p data-bbox="847 1453 1410 1659">(4) <u>手形交換所</u>の取引処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p data-bbox="826 1704 1410 1783">第 28 条 (<u>手形交換所規則</u>による取扱い)</p> <p data-bbox="858 1789 1410 1906">① この取引については、前各条のほか、<u>手形交換所</u>の規則に従って処理するものとします。</p> <p data-bbox="858 1912 1410 2110">② <u>手形交換所</u>で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第 7 条の第 1 項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払う</p>

新	旧
<p>ことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</p> <p>③ (同右)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第 29 条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>第 30 条 (災害等による免責)</p> <p>第 31 条 (規定の変更等)</p>	<p>ことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</p> <p>③ 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p><u>第 29 条 (個人信用情報センターへの登録)</u></p> <p><u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p><u>1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></p> <p><u>2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p><u>3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p> <p>第 30 条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>第 31 条 (災害等による免責)</p> <p>第 32 条 (規定の変更等)</p>

(2) 約束手形用法

新	旧
<p>4. (1) (同右)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を<u>印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u> なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分<u>(下図斜線部分)</u>は使用しないでください。また、<u>記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには<u>※、★などの終止符号を印字してください。</u> なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分<u>(下記図参照)</u>は使用しないでください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2			3		4			5		
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍
	6			7			8		9		10		100	
漢数字	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰
	1,000			10,000										
漢数字	千	仟	阡	万	萬									

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

約束手形

収 入 印 紙	金額 殿 <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div>	支払期日 令和 年 月 日 支払地 支払場所
上記金額をあなたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします		
令和 年 月 日 振出地 住所 振出人		

(3) 為替手形用法

新	旧
<p>5. (1) (同右)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を<u>印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u> なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分<u>(下図斜線部分)</u>は使用しないでください。</p>	<p>5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには<u>※、★などの終止符号を印字してください。</u> なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、貳、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分<u>(下記図参照)</u>は使用しないでください。</p>

(4) 小切手用法

新	旧
<p>4. (1) (同右)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を<u>印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u> なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには<u>※、★などの終止符号を印字してください。</u> なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、貳、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	<u>1</u>			<u>2</u>				<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>		
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	
	<u>6</u>		<u>7</u>			<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>		<u>100</u>			
漢数字	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	
	<u>1,000</u>			<u>10,000</u>											
漢数字	千	仟	阡	万	萬										

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。